

改正案

現行

<p>（上場有価証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第四項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、<u>法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。</u></p> <p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合</p>	<p>（上場有価証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第四項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、<u>法第六条第二号、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。</u></p> <p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合</p>
---	---

合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(外国の者の有価証券報告書の提出期限)

第三条の五 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間(同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条及び第四条の四において同じ。))経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国会社報告書の提出期限)

第四条の四 法第二十四条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項

合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(外国の者の有価証券報告書の提出期限)

第三条の五 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間(同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条において同じ。))経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(新設)

及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限）

第四条の五 法第二十四条第十三項（法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日までの期間とする。

（通知があつた場合の半期報告書の提出期限）

第四条の六 法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の五第十項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日までの期間とする。

（新設）

（新設）

(密接な関係を有する会社)

第四条の七 法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十二及び第三十九条第三項において同じ。）の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十二、第七条第五項第二号、第九条、第十五条の四第一項第一号及び二並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の十二において同じ。）の名義をもつて所有する会社

- 二 会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

2| 会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等（以下この項及び第四条の十二において「被支配会社等」という。）が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該会社の被支配会社等とみなして前項第二号及びこの

(新設)

項の規定を適用する。

(外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限)

第四条の八 法第二十四条の七第一項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。次条、第四条の十及び第四条の十三において同じ。)である外国会社(法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者)が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(親会社等状況報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条の九 法第二十四条の七第一項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により親会社等状況報告書を提出しなければならない親会社等が法第二十四条の七第一項ただし書(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款その他の内閣府令で定める書類を添えて、これを金融庁長官に提出し

(新設)

(新設)

なければならぬ。

2 金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その親会社等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度までの事業年度に係る親会社等状況報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

一 清算中の者

二 相当の期間営業を休止している者

3 前項の承認は、同項の親会社等が内閣府令で定めるところにより毎事業年度（同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。）経過後三月以内に内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

4 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（第二項の規定による承認が行われている場合を除く。）において、その親会社等が更正手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更正手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更正手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る親会社等状況報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

第四条の十 法第二十四条の七第二項（同条第六項において準用し、

及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）

の規定により親会社等状況報告書を提出しなければならない親会社

等が法第二十四条の七第二項ただし書（同条第六項において準用し

、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

）に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に定款そ

の他の内閣府令で定める書類を添えて、これを、遅滞なく、金融庁

長官に提出しなければならない。

2

金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その親

会社等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第二十

四条の七第二項に規定する親会社等状況報告書については、その提

出を要しない旨の承認をするものとする。

一 清算中の者

3

金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合（前項の規定に

よる承認が行われている場合を除く。）において、その親会社等が

更正手続開始の決定を受けた者であり、かつ、当該申請が当該更正

手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、当該更

正手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る親会社等状況

報告書については、その提出を要しない旨の承認をするものとする。

（新設）

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

第四条の十一 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第九条第一項	第五条若しくは第七条の規定による届出書類	親会社等状況報告書若しくは第七条の規定による訂正報告書

(新設)

(密接な関係を有する会社以外の者)

第四条の十二 法第二十四条の七第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

(新設)

一 提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもって所有する協同組織金融機関(法第二条第一項第五号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)の発行者をいう。)その他内閣府令で定める者(次項において「協同組織金融機関等」という。)

二 協同組織金融機関とその被支配会社等が合わせて提出子会社の
 総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する
 場合の当該協同組織金融機関

2 協同組織金融機関等とその被支配会社等が合わせて他の法人等の
 総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場
 合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配会社等
 とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

(会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え)

第四条の十三 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等が会社以
 外の者である場合について、同条第六項において法の規定を準用す
 る場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおり
 とする。

読み替える法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第二十四条の七 第一項	外国会社	外国の者

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

(新設)

第四条の十四 法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者である場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第二十四条第十項	外国会社	外国の者

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等(公開買付け(同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。))による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)(の人数との合計が十名以下である場合とする。

5 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の

(新設)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等(公開買付け(同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。))による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)(の人数との合計が十名以下である場合とする。

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の

買付け等は、次に掲げるものとする。

一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二 法人等が行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三〇十（略）

買付け等は、次に掲げるものとする。

一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第五号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二 法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）が行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

三〇十（略）

(密接な関係を有する者)

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二 (略)

三 証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるとするものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(密接な関係を有する者)

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二 (略)

三 証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (6) (略)

(削る)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役(これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。)又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること
と(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。)

(1) (6) (略)

(削る)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

(4) (6) (略)

(7) (4)から(6)までに掲げる役員

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券仲介業者の役員を過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

四 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること
と。

(1) (6) (略)

(7) (4)から(6)までに掲げる役員

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員を過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

(算定基準有価証券)

第三十三条の五の二 法第七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一 法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二 法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券（投資法人債券及び外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券を除く。）

三 法第二条第一項第七号の四に規定する有価証券

四 法第二条第一項第九号に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するものの

五 法第二条第一項第十号に規定する有価証券

六 法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利に係るオプションを表示するもの

七 法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

八 株券、優先出資証券又は第一号から第五号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価

証券とみなされるもの

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利

(算定基準有価証券の市場価額がないとき等に算出される額)

第三十三条の五の三 法第七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定めるところにより算出した額は、内閣府令で定める貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項(法第二十七条において準用する場合

(新設)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項(法第二十七条において準用する場合

合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の第三項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項及び第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、並びに第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。)の規定に基づく第四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、法第二十四条第八項及び第九項(法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、及びこれら(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。)

合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の第三項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項及び第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、並びに第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。)の規定に基づく第四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)、並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類(内閣府令で定めるものに限る。)、の受理

む。)の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類(内閣府令で定めるものに限る。)の受理

二〇十九 (略)

3| 法第二十四条の七第一項及び第二項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による親会社等状況報告書、法第二十四条の七第一項ただし書及び同条第二項ただし書(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定に基づく第四条の九第一項及び第四条の十第一項の規定による承認申請書及びその添付書類の受理並びに法第二十四条の七第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出を要しない旨の承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4| 長官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条にお

二〇十九 (略)

(新設)

3| 長官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第九条第一項(法第二十四条の二第一項及

て準用する場合を含む。)並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第九条第一項(法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第十条第一項(法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の四(法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5|
(略)

び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。))、第十条第一項(法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の四(法第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4|
(略)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

(外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置)

第二条 証券取引法の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十六号)附則第二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第七号に規定する外国投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券に類するものとする。